

## 空き家除却推進事業について

管理不全な空き家の発生を未然に防ぎ、安全で快適な住環境を実現するため、空き家の解体、撤去及び処分に要した経費の一部を補助します。

補助対象物件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 昭和56年5月31日以前に工事に着手された建築物。</li> <li>2 補助対象空き家並びに当該補助対象空き家と一体的な利用に供される敷地及び建築物が、1年以上使用のない状態であるもの。</li> <li>3 公共事業等の補償の対象となっていないもの。</li> </ol>
補助対象者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象空き家について単独で所有権を有する者又は所有権を共有する者のうちから合意によって認められた代表者であること。ただし、法人を除く。</li> <li>2 補助対象空き家の除却工事をおこなう者であること。</li> <li>3 補助対象者が本町における納付すべき町税を滞納していないこと。</li> </ol>
補助対象工事(要件)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <b>空き家等の所在する敷地を更地にする除却工事</b>(解体、撤去及び処分)。</li> <li>2 建設業法第3条第1項に規定する建設業の許可証又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項に規定する解体工事業者の登録証を有する者による除却工事。</li> <li>3 除却工事完了後の更地になった土地について、速やかに大崎町空き家等情報登録制度(大崎町空き家等バンク)に登録または1年以内に定住住宅の建設に着手すること。</li> </ol>
補助金額	<p>以下の金額を上限とする。※補助金額の千円未満の端数は切捨て</p> <p><b>補助対象経費の2分の1以内</b>で 公共下水道区域 : 最大 50万円 公共下水道区域外 : 最大 25万円</p> <p><b>補助対象経費の3分の2以内</b>で 国道に面する土地 : 最大 100万円</p>

※工事の着工前の申請が必要です。工事中、工事完了後の申請については受理できません。

